



発行／編集 飯舘村商工会 〒960-1801 福島県相馬郡飯舘村草野字大師堂81
TEL0244-26-7957 FAX0244-26-7958 e-mail: iitate@coral.ocn.ne.jp

○東京電力(株)からのお知らせ

週2回設置の「賠償相談窓口」を下記の期間お休みさせていただきます。

お休み期間

平成28年12月23日(金)～平成29年1月10日(火)

尚、平成28年12月21日(水)までは、通常通り週2回の設置を致しておりますので、ご利用ください。

年明けの開始日は、来年、平成29年1月11日(水)～設置いたします。

窓口設置は、毎週 水曜日・金曜日 9:30～12:00



○商工会女性部 視察研修旅行実施報告

10月23日(日)から2泊3日で、飛騨高山方面へ部員7名の参加で実施しました。

初日、白川郷散策し下呂温泉へ宿泊。二日目、小坂町商工会女性部との交流(おもてなし事業)で、えごま狩り・ワサビ畑見学・滝めぐり・昼食等を共に楽しみました。3日間とても充実した良い旅となりました。



○建設機械等運転技能講習会補助事業のご案内

先月号でも案内しておりますが、建設機械等技能講習会を実施しております。
昨年度の技能講習では対象外となっていた中型・大型運転免許取得についても補助対象と致します。
つきましては、村の復旧・復興に寄与するために、資格取得に取り組まれますようご案内致します。

- 補助対象者 : 飯舘村商工会の会員事業所に従事する方（事業主・役員・先住者・従業員）
で、平成 28 年 4 月 1 日以降に、建設機械等運転技能講習等を修了した方
- 対象講習等 : 建設業職長・安全衛生責任者教育、刈払機取扱い作業安全衛生教育、玉掛け
技能講習、小型移動式クレーン技能講習、フォークリフト運転技能、車両系建設
機械（整地運搬等）運転、車両系建設機械（不整備運搬等）運転、伐採等の業務
に係る特別教育（チェーンソー）、高所作業運転技能講習、
中型・大型運転免許（小型移動式クレーン・玉掛けの所持者又は修了者） 他
- 対象経費 : 建設機械等運転技能講習の受講料の 2 分の 1（テキスト代を含む）
中型・大型運転免許の受講料の 4 分の 1（テキスト代を含む）
- 添付書類 : 修了証・運転免許証の写し（両面）・受講料領収書の写し
※ 用紙はA4 版に統一して下さい。
- 書類提出先 : 以前送っている申請書にご記入の上、添付書類とともに商工会へご提出ください。

お問い合わせ先：飯舘村商工会
電話：0244-26-7957 FAX：0244-26-7958



○商工会青年部 いいたて村文化祭（飯舘村交流センター）

商工会青年部では、文化祭にポップコーンを出店しました。ご協力ありがとうございました。



○法人会PR活動 いいたて村文化祭（飯館村交流センター）

30日当日は、予想より多くの子供たちが文化祭に足を運ばれ、相双法人会としてもPR活動を満足に行うことが出来たようです。お疲れ様でした。



○育児・介護休業法、男女雇用機会均等法改正

前回は掲載しましたが、平成29年1月1日より育児・介護休業法が企業や事業所の規模や業種を問わず適用されます。育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、時間外労働、深夜業の制限、所定外労働の制限、所定労働時間の短縮措置（短時間勤務制度）については、就業規則等に制度を定めておく必要があります。

現行の概要

○事業主は、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

以下のような事由を理由として

妊娠中・産後の女性労働者の

- ・妊娠、出産
- ・妊婦検診などの母性健康管理措置
- ・産前・産後休業
- ・軽易な業務への転換
- ・つわり、切迫流産などで仕事ができない、労働能率が低下した
- ・育児時間
- ・時間外労働、休日労働、深夜残業をしない

子どもを持つ労働者・介護をしている労働者の

- ・育児休業、介護休業
- ・育児のための所定労働時間の短縮措置（短時間勤務）、介護のための所定労働時間の短縮措置等
- ・子の看護休暇、介護休暇
- ・時間外労働、深夜残業をしない

※上記は主なもの

不利益取扱いを行うことは違法

- ・解雇
- ・雇止め
- ・契約更新回数の引き下げ
- ・退職や正社員を非正規社員とするような契約内容変更の強要
- ・降格
- ・減給
- ・賞与等における不利益な算定
- ・不利益な配置変更
- ・不利益な自宅待機命令
- ・昇進・昇格の人事考課で不利益な評価を行う
- ・仕事をさせない、もっぱら雑務をさせるなど就業環境を害する行為をする

また、事業主は、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由として、解雇その他不利益な取り扱い防止する為の措置を講じる必要があります。（労働者への周知・啓発、相談体制の整備等）平成29年1月1日の施行までに法に沿った就業規則の整備を進めてください。

お問い合わせ先：福島労働局雇用環境・均等室 ☎ 024-536-4609

厚生労働省ホームページに掲載されている規定例なども参考にしてみてください！

厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

(※) 65歳に達した日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者

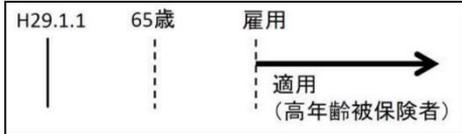
○雇用保険法改正に係るお知らせ

雇用保険の適用拡大等について、平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用の対象となります。(平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」(※)となっている場合を除き適用除外です。)

《 適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例 》

〈例1〉平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

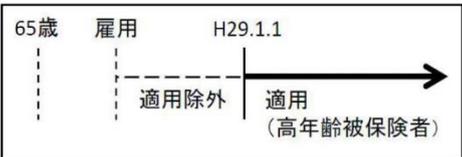
→ 雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、**雇用した日の属する月の翌月10日までに**管轄のハローワークに届出をしてください。



雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、**労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに**管轄のハローワークに届出をしてください。

〈例2〉平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、**平成29年3月31日までに**管轄のハローワークに届出をしてください。



平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、**労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに**管轄のハローワークに届出をしてください。

〈例3〉高年齢継続被保険者(※1)である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 自動的に高年齢被保険者となりますので、**届出は不要**です。



改正の内容

- 65歳以降に雇用されたものについても、雇用保険を適用し、離職して求職活動する場合には、その都度、高年齢求職者給付金を支給(支給要件・内容は現行のものと同様。年金と併給可)
 - さらに、介護休業給付、教育訓練給付等についても、新たに65歳以上の者も対象とする。
 - 雇用保険料の徴収免除を廃止して原則どおり徴収するが、平成31年度分までは免除する。
- ※別途、事業主が高齢者を一定割合以上雇用した場合の助成措置等を導入。



○新規加入承認について

皆さん、よろしくお願い致します。

事業所名	代表者名	行政区	業種	部会
横山行政書士事務所	横山 秀人	飯樋	専門サービス業	商業部会
ブルヨシ商店	渡辺 美夫	飯樋	小売業	商業部会
いいたてカイロ	石井 新市	臼石	療術業	商業部会

